

病気や負傷で休職されている組合員へのご案内

(傷病手当金の請求について)

公務によらない病気（インフルエンザなどの感染症を含む）や負傷により、勤務に服することができない場合に、休業補償として共済組合から「傷病手当金」を支給します。

※ 公務上および通勤途上による病気または負傷の場合は、地方公務員災害補償基金による補償が行われるため、基金に請求してください。

1. 支給開始日

正規職員、臨時的任用職員（臨時講師等）、任期付職員の場合

特別休暇期間や8割休職期間は給料が支給されるため、**無給休職期間から支給します。**

◆ 特別休職期間や8割休職期間に退職した場合

退職時までの組合員期間が1年以上ある方で、退職後も同一傷病により勤務できない状態の場合は、**退職日の翌日から傷病手当金が支給されます。**

会計年度任用職員の場合

勤務できなくなった日から連続した3日間を待機期間とし、**待機期間を経過した4日目以降に無給になった日（無給の特別休暇日・欠勤日）から支給します。**

■ 支給事例

勤務できない日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休職制度	特休 有給	特休 有給	週休日	週休日	特休 有給	特休 有給	特休 有給	特休 無給	特休 無給	週休日
傷病手当金	待機期間※			給料が支給されるため、 支給なし				支給開始 →		

※ 待機期間には、医師が勤務できないと認めた期間であれば、年次有給休暇日も含みます。

待機期間の2日目と3日目は上記の支給事例のように週休日でも構いません。

2. 支給期間

- ① 傷病手当金 : **上記1の支給開始日**から1年6か月間
- ② 傷病手当金附加金 : 傷病手当金の支給終了後、勤務に服することができないときは引き続き6か月間

◆ 傷病手当金の支給期間中に退職した場合

退職時までの組合員期間が1年以上ある方で、退職後も勤務できない状態の場合は、**傷病手当金の支給期間（1年6か月間）が満了するまで支給します。**

ただし、傷病手当金の支給期間が終了し、「**傷病手当金附加金**」の支給期間に退職した場合は、**退職日で支給終了となります。**

3. 障害厚生年金との調整

傷病手当金と同一傷病の障害厚生年金を受給している場合は、傷病手当金の支給額が調整（減額）されます。なお、障害厚生年金と併せて「障害基礎年金」を受給されている場合は、障害基礎年金も調整（減額）の対象となりますが、障害基礎年金のみ受給している場合は調整されません。

また、傷病手当金の受給中または受給後に年金決定が遡って行われた場合は、年金受給開始後に支給された傷病手当金を返還していただきます。

4. 請求手続き

勤務できなかったひと月ごとに「傷病手当金・傷病手当金附加金請求書」を作成し、所属所（退職者は共済組合）に提出してください。

毎月 10 日までに請求書を共済組合で受付けた場合、当月の 25 日に支給します。

請求から支給までの流れ

◆ 毎月請求する場合（例：5 月休職分を請求する場合）

- ① 組合員が、翌月の 6 月 1 日以降に請求書を作成し、医師に勤務できなかったことを証明してもらい、所属所に提出してください。
- ② 所属所は、組合員から提出された請求書を確認のうえ所属所長の証明を行い、共済組合に提出します。
- ③ 7 月 10 日までに共済組合が受付けた場合は、7 月 25 日に支給します。
8 月 10 日までに受付けた場合は、8 月 25 日に支給します。

◆ 3 か月分まとめて請求する場合（例：5 月・6 月・7 月休職分を請求する場合）

- ① 組合員が、5 月、6 月、7 月分の 3 か月分の請求書を作成し、8 月 1 日以降に医師に該当月に勤務できなかったことを証明してもらい、所属所に提出してください。
- ② 所属所は、組合員から提出された請求書を確認のうえ所属所長の証明を行い、共済組合に提出します。
- ③ 9 月 10 日までに共済組合が受付けた場合は、9 月 25 日に支給します。
10 月 10 日までに受付けた場合は、10 月 25 日に支給します。

傷病手当金請求書を作成する際の注意点

注意点①：請求書は「正規職員・臨時的任用職員・任期付職員」用と「会計年度任用職員」用の 2 種類がありますので、ご自身の任用に応じた請求書で作成してください。

注意点②：傷病手当金は勤務できなかった月以降に請求（事後請求）することになりますので、請求書は勤務できなかった月の末日以降の日付で記入してください。

注意点③：請求書の「療養のため勤務できないことに関する医師の証明」欄は、**勤務できなかった月の末日以降に**医師の証明をもらったうえで請求してください。
（請求書の医師の証明の代わりに診断書を提出することはできません。）

傷病手当金請求書のダウンロード先（公立学校共済組合滋賀支部のホームページ）

こんなときガイド（トップページ右上の近畿地方の地図の下）「諸様式ダウンロード」
⇒資格給付関係「C 短期給付事業関係諸様式」

請求期限

傷病手当金の支給を受ける権利は、支給対象月の末日の翌日から起算して 2 年が経過したときは時効により消滅しますので、時効が到来する前に請求してください。

